

令和２年度 第１回 神栖市水道事業料金等検討協議会 会議録（要旨）

期日 令和２年１０月２３日（金）

場所 神栖市役所本庁舎 三階 庁議室

時間 午後２時～午後３時

○協議事項

神栖市水道事業料金等の検討について

○出席委員 １２名中１２名

○説明のために出席したもの

市 長	石 田 進
生活環境部長	吉 川 信 幸
水道課長	太 田 正 明（事務局）
水道課長補佐	大 竹 栄 治（事務局）
水道課長補佐	藤 邨 絢 子（事務局）
水道課主査	久保木 サト子（事務局）
水道課主事	大 川 杏 奈（事務局）

○傍聴人 無し

○委嘱状交付式

１ 開会

（司会進行 事務局・太田水道課長）

２ 市長あいさつ

３ 議事

案件１

「神栖市水道事業料金等検討協議会」会長及び副会長の選任について

神栖市水道事業料金等検討協議会規程第４条の規定により会長及び副会長各１人置く。

神栖市水道事業料金等検討協議会規程第５条の規定により議長は会長が執り行う。

会長が決まるまでは市長が議長となる。

議長の指名により会長と副会長を選任した。

案件 2

神栖市水道事業の概要について

説 明

(事務局)

神栖市水道事業の変遷でございますが、神栖町水道事業、こちらは昭和 43 年茨城県鹿島水道事業として開始いたしました。その後、昭和 57 年県から移管を受け、神栖町水道事業として開始いたしました。一方、波崎町水道事業でございます。昭和 43 年に茨城県で鹿島水道事業として開始になりまして、昭和 43 年に若松地区、昭和 45 年に東部地区、昭和 51 年に土合地区を整備し、茨城県鹿島水道事業を開始しております。その後、昭和 57 年に県から移管を受け、波崎町水道事業として開始しております。

平成 18 年に神栖町と波崎町が合併したことにより、神栖市神栖水道事業、神栖市波崎水道事業として事業を開始いたしました。翌年の平成 19 年 3 月に統合し、神栖市水道事業となっております。平成 19 年 12 月には水道料金を、統一しました。

平成 28 年 4 月に第 1 回目の料金改定を行い、9.9%の値上げを行っております。

今後の課題は、水道管の更新と給水量の減少が挙げられます。水道管の更新につきましては、道路に埋設されている水道管の耐用年数が 40 年であることから、更新の時期を迎えております。古い管では、昭和 43 年から布設されている水道管がありまして、50 年を経過しているものがあります。そのため昨年、計画的に整備を行おうということで、水道施設更新計画を策定いたしました。計画期間である 15 年間にかかる費用でございますが、119 億 3,055 万円ということで、15 年間で割り返すと 1 年間で約 8 億円かかるという見込みになります。最重要なのは、12 km 石綿管が埋まるところがございまして、それが波崎の東部地区でございます。そこを更新していかなければなりません。

次に、給水量の減少でございます。こちらは今後人口減少、企業の節水、家庭用節水機器の普及により給水量の減少が予測されます。給水量の減少と言いますと水道料金の減少にもなりますので、運営も厳しくなります。

神栖市の受水の状況でございます。鹿島浄水場、鰐川浄水場は、県の施設でございます。ここから水が供給されており、水道水はすべて県から買っております。その買った水道水を各家庭に配水して、料金をいただいているという状況でございます。鹿島浄水場から作られた水道水は鰐川配水場と、知手配水場に送られます。それで鰐川浄水場で作られた水道水は、知手配水場に送られるようになります。その後、知手配水場から土合配水場、別所配水場という流れで送るようになっております。

水道事業は、地方公共団体が運営する企業という位置付けでございますので、一般会計、税金を使って事業を行っている会計からは独立した会計で事業を行っています。東京電力やガス会社というようなイメージをしていただければいいと思います。

地方公営企業の原則といたしまして、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来

の目的である公共の福祉を増進する。」とあります。その経営の基本的な考え方として、独立採算性の原則がございます。一般会計から独立して、皆様からいただく水道料金で事業を行っていかねばならない、という意味でございます。その中でも、収益に結びつかない水道料金にならない消火栓の設置などは、一般会計の税金で賄うこととされております。

神栖市水道ビジョンについて、ご説明させていただきます。水道課では、安全で安心な水道水の安定供給を持続していくため、将来に向けて取り組むべき事業の目標を定めた水道ビジョンを策定しています。水道ビジョンの理想像と目標として、次の三つを掲げています。安全、すべての市民がいつでもどこでも安心して飲める水道。強靱、災害による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道。持続、健全かつ安定的な事業運営が可能な水道。本日は料金等検討協議会でございますので、持続、経営戦略について説明させていただきます。この水道ビジョンの中で、経営戦略も併せて策定しています。この経営戦略は、総務省がすべての地方公営企業において、令和2年度までに策定することを求めているものでございます。これは水道を運営していくにあたって、50年後までの総費用を算出し、それに見合う財源を確保するという手段で策定しています。神栖市水道事業の現状から、老朽化した施設の更新費用を実使用年数で算出いたしますと、総費用は今後50年間で約481億円となる見通しでございます。当ビジョンの計画期間である10年間では、平均約9億円の費用が見込まれるものでございます。こちらの費用をどのように賄うのかということなんですけれども、国庫補助金、企業債、一般会計出資金、補助金がございます。あとは水道料金はこのままの料金体系でやっていけるのかどうか、今回検討していただくということでございます。安易に借金を増やすというのも、将来の負担を増やすこととなります。一般会計補助金につきましても、独立採算制の原則というものがありますので、慎重に協議が必要となります。

経営戦略の目標として、次の三つのことを定めています。一つ目が、損益黒字を確保する。安定的な自己資金残高を確保する。こちらは20億円以上を確保していくと決めています。この20億円というのは、1年間の神栖市の水道料金の収益が、今のところ23億円くらいで推移しておりますので、何かあっても水道事業が継続していけるように1年分の収益を確保しようということでございます。また、企業債の発行の抑制に取り組み、給水収益に対する企業債残高の割合を指標として200%未満となるようにしています。水道料金の収益が23億円ございますので、その200%、46億円、残高を超えないようにということで決めています。令和元年度末の企業債残高は43億円ございましたので、今のところ達成している状況でございます。

令和元年度の経営状況といたしまして、料金回収率による分析というものを行っております。供給単価、給水原価、料金回収率という項目がございますけれども、一年間の水道料金の収入を、年間の水量で割って、1 m^3 当たりの収益を出したものが供給単価。1年間のかかった費用を、また同じく水量で割って、1 m^3 当たりの費用を算出したものが給水原価。供

給単価を給水原価で割ったものが、料金回収率となっております。水道料金で、すべての費用を賄えているのかどうかを見る指標でございます。平成 28 年度に料金改定をさせていただいてからは、29 年度、30 年度と、100%を超えて適正な料金体系であるという指標が出ております。令和元年度は大幅に落ち込んでいますが、消火栓の緊急修繕を行いまして、これは令和元年度だけの臨時経費でございます。その臨時経費を除きますと、令和元年度も料金回収率は 101.5%となっておりますので、適正であると考えられます。令和元年度は、183 基の消火栓をもうすでに修繕済みでございます。令和 2 年度も徐々に進めておりますので、5 年くらいで完全に新しくなる目標でございます。

給水量と給水収益の推移でございます。平成 27 年度から給水量は増加傾向に転じ、平成 28 年度の料金改定により収益も増額となっております。

用途別給水量の変化でございます。平成 19 年度と令和元年度で比較いたしますと、工場用の減量分を生活用の増量で賄っていることがわかります。工場用水に関しましては、東日本大震災をきっかけに落ち込みまして、現在は横ばい状態でございます。

損益の状況でございますが、このグラフは水道事業の経営状況の推移をグラフで示したものでございます。収益と費用の分析につきましては、平成 27 年度から赤字を脱し、黒字が続いております。しかしながら依然として、受水費は、費用の中でも 50%近くの高い割合を示しております。

費用のうち、高い割合を占めています受水費の仕組みでございます。茨城県企業局から水を購入していますが、関係市町村が必要としている水量を県の方へ要望する。要望した水量に対して、県がそれに対応した施設を作らなければならないということです。施設の整備費、維持費を、各市が負担しなければいけないという責任水量制となっております。受水団体は、基本料金として月額 1,500 円に契約水量を掛ける。またさらに使用した分、1 m³当たり 54 円支払っている状況でございます。令和元年度に払った受水費は、契約水量が 4 万 3,150 m³で契約しておりますので、4 万 3,150 m³掛ける 1,500 円掛ける 12 月、合計しますと 7 億 7,670 万円。使っても使わなくても、払わなければいけない基本料金となっております。プラス、使用料金 1 m³当たり 54 円。令和元年度の年間の水量は、1,081 万 3,073 m³ございましたので、54 円を掛けますと、5 億 8,390 万 5,942 円でございます。受水料の合計といたしまして、13 億 6,060 万 5,942 円となりまして、年間の水道料金の収入が約 23 億 5,000 万円でございますので、50%以上、水の仕入れにかかっているという現状でございます。神栖市は令和元年度 1 日平均 2 万 9,543 m³でございますので、契約水量とだいぶ乖離がありまして、基本料金が負担になっているというところがございます。

補助資料につきましては、項目についてご説明させていただきます。補助資料 1、神栖市水道事業水需要の動向、給水人口とか普及率が書いてあります。令和元年度の普及率は 92.89%でございます、大部分の方が水道水をご利用いただいているという状況でございます。

補助資料 2、経営状況でございます。

補助資料3でございます。料金回収率について記載させていただいております。類似団体平均と比較いたしますと、給水原価、給水単価どちらも類似団体よりもかなり高い状態になっています。これは県から買っている水が高いのでこうせざるをえないという状況となっております。

補助資料4といたしまして、神栖市の水道料金表を入れておりますので、後でご覧ください。

補助資料4の続きといたしまして、水道料金早見表を入れさせていただいております。

補助資料5につきましては、茨城県内の標準家庭の水道料金比較表となっております。茨城県内でも神栖市は18番目に高い、そういう状況になっておりますけれども、鹿行5市、この県からお水を買っている同じ受水団体になるんですけれども、その中では2番目に安い料金体系となっております。

補助資料6につきましては、こちらは工場用の料金の比較をしておりますので、本日工場から代表の方も来ていただいておりますので、後で見ていただいてご意見等いただければと思います。

補助資料7なんですけれども、水道料金の決め方、水道料金の原則を記載しています。昨年の12月にですね、日本水道協会様で経営診断をしていただきました。診断の結果、良好な経営状態であるけれども、今後のことを考えると20.87%の値上げが必要という診断を受けております。

補助資料8でございますが、再三申し上げておりますけれどもこれからの課題ということで、水道管の寿命が来ています。いつ大きな漏水が起こるとも限りません。そのための配水管更新に費用がかかります。節水機器の普及、人口の減少及び大口使用者の給水量減少により、水道料金は減少していきます。新たな配水管の布設や維持管理、さらに老朽施設の更新は確実に行っていかなければなりません。今後の経営方針の見通しとして、長期的視点に立った経営戦略を策定した上で、毎年の決算や予算による経営戦略の分析と見直しが必要となっております。

(議長)

事務局からの現在の水道事業の概要説明が終了いたしましたので、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(委員)

給水人口の減少というところはこれから先大きい問題になると思うんですけど、どれぐらいの減少率があるかとか、その辺は把握されているんですか。

(事務局)

神栖市の人口ビジョンを参考に減少ということなんですけれども、神栖市の施策をした上での減少となりますとまだ先なんですけど、長いスパンで考えると、減少していくということになります。

(議 長)

県とのですね、契約水量とそれから受水量の差が、乖離が大きいということですけど、1年ごとの契約じゃなくて何年ごとかの契約になってると思うんですが、この辺の修正っていいですかね、契約水量の変更っていうのはお考えですか。

(事務局)

県としても当初要望した水量の設備をもう建ててしまっているっていうのがありますので、そこで料金を下げるっていうのが難しいようでございます。2年に1度値下げ要望を行っておりますが、変更はございません。

(委 員)

持続経営戦略についてお伺いいたします。財源なんですけども、国庫補助金、企業債、一般会計、補助金って書いてあるけど、私はこの前電話でお伺いしましたけども、補助金これ、1億幾らですね。

(事務局)

補助金は1億4000万円ほど一般会計から補填していただけてます。

(委 員)

補助金ってのは、5年ごとの見直しっていうか、終期、終わりがあるんですよ。そうした場合どうなさるんでしょうかね。そういう点はお考えなんじゃないかな。

(事務局)

今後この検討委員会でご審議いただきたいと考えております。金額の方を1億4,000万円なのか、1億円にするのかっていうのを、次の会議でシミュレーションをお示し致します。

(委 員)

10月15日の広報誌に出てるんですけども、決算の歳入の欄の、企業会計水道事業のところで、支出額に対する収入額の不足分については、今までの貯蓄で賄いますと書いてあるんですよ。貯蓄で賄えるなら補助金は必要ないのでは。

(事務局)

経営戦略の基本方針で、貯蓄は20億円以上を確保するとありますので、それを確保しながら、経営していかなければなりません。補助金がない場合は、1億円ずつ貯蓄が減っていきますので、いつかは枯渇してしまいます。経営戦略の基本方針を守りながら、経営していかなければいけないなと思ってます。一般会計も今コロナの関係があるので、これまでどおりにいただけるかどうかは、不透明な状態になっております。

(委 員)

経営戦略基本方針の中でですね、企業債のことが載ってます。企業債の残高に200%、いわゆる債務残高比率というんですかね。これは基準って標準的なものとしてはどのような数字があるのか、もしお分かりになれば、お聞かせ願いたいと思います。

(事務局)

200%っていうのも示された指標っていうのはないんですけれども、200%っていう水準を保っている公営企業が多くあります。大きい事業体ですと、200%では超えてしまうということで300%にしていたり、こちらも運営していく事業によって、様々異なる割合でございます。長い目で見ると人口減少ということもありますので、あまり借金を増やすっていうのも、よくないのではないかと考えています。

4 その他

(事務局)

次回以降の会議の予定について説明。

5 閉 会 午後3時

(議 長)

閉会を告げる。